

令和2年第5回美幌町議会定例会会議録

令和2年6月23日 開会

令和2年6月25日 閉会

令和2年6月24日 第2号

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)

日程第 2 一般質問 5 番 木 村 利 昭 君
 6 番 伊 藤 伸 司 君
 10 番 坂 田 美栄子 君
 3 番 大 江 道 男 君

○出席議員

1 番 戸 澤 義 典 君	2 番 稲 垣 淳 一 君
3 番 大 江 道 男 君	4 番 高 橋 秀 明 君
5 番 木 村 利 昭 君	6 番 伊 藤 伸 司 君
7 番 馬 場 博 美 君	8 番 古 舘 繁 夫 君
9 番 藤 原 公 一 君	10 番 坂 田 美栄子 君
副議長 11 番 岡 本 美代子 君	12 番 上 杉 晃 央 君
13 番 松 浦 和 浩 君	議長 14 番 大 原 昇 君

○欠席議員

なし

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席説明員

美 幌 町 長 平 野 浩 司 君 教 育 委 員 会 長 矢 萩 浩 君
教 育 委 員 会 長

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席受任説明員

副 町 長 高 崎 利 明 君	総 務 部 長 小 室 保 男 君
民 生 部 長 那 須 清 二 君	経 済 部 長 石 澤 憲 君
建設水道部長 川 原 武 志 君	病 院 事 務 長 但 馬 憲 司 君
事務連絡室長 志 賀 寿 君	会 計 管 理 者 西 俊 男 君
総 務 主 幹 関 弘 法 君	防災危機管理主幹 河 端 勲 君
まちづくり主幹 佐々木 斉 君	政 策 主 幹 後 藤 秀 人 君
財 務 主 幹 中 尾 亘 君	契約財産主幹 大 場 正 規 君
税 務 主 幹 片 平 英 樹 君	環境生活主幹 渡 辺 靖 行 君
児童支援主幹 小 室 秀 隆 君	福 祉 主 幹 影 山 俊 幸 君
健康推進主幹 大 場 圭 子 君	農 政 主 幹 田 中 三智雄 君
みらい農業センター主幹 午 来 博 君	耕地林務主幹 中 沢 浩 喜 君
商工観光主幹 多 田 敏 明 君	建 設 主 幹 御 田 順 司 君
施設管理主幹 以 頭 隆 志 君	建 築 主 幹 吉 田 善 一 君
水 道 主 幹 石 山 隆 信 君	病院総務主幹 菅 敏 郎 君
地域医療連携主幹 高 山 吉 春 君	事務連絡室次長 横 山 聖 二 君
教 育 部 長 田 村 圭 一 君	学校教育主幹 遠 藤 明 君
学校給食主幹 斉 藤 浩 司 君	社会教育主幹 松 尾 まゆみ 君

スポーツ振興主幹 浅 野 謙 司 君
農業委員会事務局長 佐々木 鑑 仁 君

博物館主幹 鬼 丸 和 幸 君
選挙管理委員会事務局長
監査委員室長 立 花 良 行 君

○議会事務局出席者

事務局 長 遠 國 求 君
議事係 長 鶴 田 雅 規 君

次 長 佐 藤 和 恵 君
議事係 新 田 麻 美 君

午前１０時００分 開議

◎開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１４名であります。定足数に達しておりますので、これから令和２年第５回美幌町議会定例会、第２日目の会議を開きます。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、２番稲垣淳一さん、３番大江道男さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第１２１条第１項の規定に基づく出席説明員につきましては、第１日目と同様でありますので、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第２ 一般質問

○議長（大原 昇君） 日程第２ 一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順により発言を許します。

５番木村利昭さん。

○５番（木村利昭君）〔登壇〕 それで

は、私からはさきの通告のとおり、大きく２点の質問をさせていただきます。

大きく一つ目、アフターコロナに向けた新美幌スタイルの確立について。

誰も想像することのできない猛威を振っている新型コロナウイルス。緊急事態宣言が解除された今もなお、毎日のように新規感染者は増え、この美幌町においても予断を許さない状況であります。

しかし、全国知事会が人口の地方への分散やテレワーク環境の整備などを国に提言する動きもあるように、アフターコロナに向けた動きも今後のまちづくりにおいて大変重要であると考えます。

そこで、官民が一体となって行うアフターコロナに向けた体制、新美幌スタイルを確立すべく、大きく三つの質問をいたします。

ワーケーションの促進について。

今後、観光のあり方も大きく変わると考えます。テレワークを取り入れ、地方で余暇を過ごすワーケーションという形が主流になり、そのワーケーションの候補地を探すといった、新たな観光の形ができるのではないかと考えています。

働き方改革の一環としても、ワーケーションがかなり注目され、取り組む自治体が増えてきており、北海道においては、昨年度１６市町村の共同提案により、北海道型ワーケーションの導入検討・実証事業が実施されました。

私も議員活動の一環で、アドレスホッピングの第一人者を美幌町にお招きし、美幌町での多拠点居住におけるテレワークやワーケーションの可能性について調査を行いました。

体験プログラム紹介サイトや大手航空会社の販売促進担当とも意見を交わし、現状の美幌町においてもかなりの魅力や可能性の高さを確信することができました。

空港からのアクセスがよく、立地も抜

群、自然とライフラインが程よく交わる美幌町で、このワーケーションを推奨し、移住定住などにつなげる取組を行うべきと考えますが、町長の考えをお聞かせください。

二つ目、介護従事者の誘致について。

美幌町は、介護施設が比較的充実しておりますが、それに対して、介護従事者が少ないという悩みの声が多く聞こえます。

これから大きく人が動く可能性がある中で、都心部からの移住を考える人に向けた介護職希望者に特化した移住体験ツアーなどを官民連携で行うなど、町としての課題でもある介護分野をサポートすべきと考えますが、町長の考えをお聞かせください。

3、官民一体となつて行う雇用促進について。

昨年6月の定例会において、雇用促進に関する取組について一般質問を行いました。その際、町のPRや住宅紹介を合わせた企業説明会は効果的な方法であると考え、関係機関と協議していきたいとの答弁をいただきましたが、その後の取組の進捗状況についてお尋ねします。

また、人手不足が顕著となっている民間企業において、ハローワークや広告を利用した求人だけでは人員の確保は難しいのが現状であります。

美幌町の企業を守るためにも、働き手人口を増やすためにも、町と民間が一体となり雇用促進を行う取組が必要と考えますが、町長の考えをお聞かせください。

続いて、大きく2点目、学校の熱中症対策についてであります。

マスク着用による児童生徒の熱中症対策について質問いたします。

6月1日より、美幌町内の小中学校も通常登校が再開されましたが、いまだ新型コロナウイルス感染症の終息が見えないため、感染のリスクを勘案し、しばらくの間はマスク着用必須での登校となることが考えられます。その状況の中で、たくさんの

保護者から、夏場のマスク着用による熱中症が心配という声が寄せられております。

保健室へのエアコンの設置や各教室への扇風機の設置などの対策もとられてはいますが、大人でもマスクをしながらの業務や作業は苦しいです。それが子供となると、知らないうちに熱が籠もり、熱中症や脱水症状など、最悪の場合、命に関わります。授業中の集中力への影響も懸念されます。

子供たちの命を守るためにも、さらなる万全の対策として、エアコン設備の増設などを検討すべきと考えますが、今後の熱中症対策の考えをお聞かせください。

以上、大きく2点質問いたしました。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 木村議員の御質問に答弁いたします。

なお、学校の熱中症対策については、後ほど教育長から答弁いたします。

アフターコロナに向けた新美幌スタイルの確立について。

初めに、1点目のワーケーションの促進についてであります。ワーケーションにつきましては、国が提唱する働き方改革の一環として近年注目されており、昨年7月には先進地である長野県が主体となって、ワーケーション全国自治体協議会が設立され、北海道からは、テレワークの先進地である北見市と斜里町が参画しております。

また、北海道におきましては、昨年度、北海道型ワーケーション導入検討・実証事業を実施し、今年度につきましても継続してワーケーションを普及させるための情報発信やワーケーションモデルプランの開発などに取り組むこととなっております。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、テレワークが全国的に推進されたことで、今後のコロナウイルス終息後にも、働き方、余暇の過ごし方に大きな変化が現れると感じているところであります。

本町が持つ恵まれた立地環境を生かした

がら、ワーケーションを推進していくには、ワーケーション全国自治体協議会や北海道型ワーケーション導入検討・実証事業へ参画しながら、町と関係の深い企業や興味を示していただいた企業と連携し、一過性のものではなく、継続的なつながりを持って実施していくべきものと考えており、今後、関係機関と協議をしながら、スピード感を持って検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、2点目の介護従事者の誘致についてですが、北海道は道内で介護サービスを提供する事業所の職員について、2018年度、平成30年度に1万5,150人が離職し、1万9,423人を採用したとの推計をまとめ、道内全体で9万9,315人と推計される介護職員のうち、1割以上が1年間に離職した計算となり、介護人材の確保とともに、定着率の向上を図りたい考えを示しております。

厚生労働省によると、介護人材は2025年度、令和7年度には、全国で245万人、北海道で11万6,000人が必要と推計されており、毎年人材を確保していく必要があります。

介護職員は、かねてより給与水準が相対的に低いこと、女性比率が著しく高い職場であり、結婚、出産段階での離職率が高く、本町においても同じような傾向にあります。

介護人材の確保に当たっては、人材の新規参入の促進と定着を図る取組が必要であり、参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善の三つの視点から、国・道・市町村が役割を分担し対応しております。

具体的な方策として、国は、介護報酬改定を通じた処遇改善の取組推進や、介護職員のキャリアパスの確立に向けた取組の推進、北海道は介護保険事業支援計画を活用しつつ、人材確保に向けた様々な取組を推進、町は、必要性が高まる生活支援についての担い手を増やすことや、資格取得支援

策など事業所の介護人材確保に向けた取組を支援しております。

御質問の介護職希望者に特化した移住体験ツアーにつきましては、首都圏等に居住する北海道への移住を真剣に考えている現役世代に対し、介護福祉施設等での就業体験、美幌町内の生活環境などの視察をすることで、体験移住と移住後の仕事、住まい、暮らしのマッチングをすることが重要であり、今後、調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、3点目の官民一体となって行う雇用促進についてであります。昨年6月の定例会において、木村議員からの御質問、御提案を受け、商工会議所との連携の下、昨年10月、東京都で開催の北海道まるとフェアインサンシャインシティにおけるオホーツク商工会議所協議会主催のUIターン相談会において、企業紹介とともに、移住定住パンフレットの配布、町のPRなどを行っていただいたところであります。

また、オホーツク商工会議所協議会では、昨年8月には、北見市で大学・高校を対象としたスキャナビフォーラム2019インオホーツクが、10月には札幌市において、オホーツク企業説明会が開催されておりますので、町といたしましても、オホーツク商工会議所協議会と連携して、これらの機会を活用した効果的な手法が図れないか模索しているところであります。

また、町内には美幌高校からのインターンシップ受入れ可能企業が36社あるともお聞きしておりますので、大学と連携した中で、大学生の受入れについても可能性があるのではないかと感じております。

いずれにいたしましても、町にとっても、企業にとっても人材の確保は非常に重要であることから、引き続き、官民一体となって行う雇用促進対策や効果的な企業説明会の実施方法について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君）〔登壇〕 木村議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、学校においても三つの密を徹底的に避けるマスクの着用及び手洗いなどの手指衛生など、基本的な感染対策を継続する新しい生活様式を導入し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、子供たちの健やかな学びを保障していくことが必要であります。

学校における暑さ対策を講じる環境設備は、近年の気温上昇の速度に追いついていないのが現状であります。本町では、保健室のエアコン設置や教室内に扇風機を設置するなどの対策を講じているところであります。

御質問の今後の熱中症対策の考えであります。暑さ対策にエアコンが適していることは理解するところであります。

しかし、1教室の整備費用が100万円を超えるほか、エアコン設置による電力不足から受変電工事が想定されております。

また、新型コロナウイルス感染症対策のため、授業中のエアコン使用時でも換気を徹底する必要がある、冷やしながら外気を取り入れることで効能は薄れてしまいます。

このように、財政負担と効能状況を総合的に判断した結果、現時点ではエアコン設置の考えはありません。

熱中症は、適切な予防や対処法により防ぐことができるため、改めて教職員に対し暑さ対策の共通理解を深めるとともに、特に、高温多湿時は時間割の工夫、北側に位置する特別教室の利用、状況によりマスクを外す、小まめな水分補給のため水筒を持参させるなど、学校運営の中で対策を講じてまいります。

いずれにしても、児童生徒自らが熱

中症の危険を予測し、回避する力を身につけられるよう学校現場での指導のほか、各家庭での水分・塩分補給の指導や涼しい服装の対応など、様々な場面で熱中症のリスク回避に取り組んでまいりますので御理解願います。

以上、お答え申し上げました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） それでは、私から再質問をさせていただきます。

順番どおりにいきたいと思います。

まず、1番のワーケーションの促進についてから再質問させていただきます。

このワーケーションというものですが、今後、町というか、町内の業者も含めてお金を稼ぐことができ、移住も促せる。これはとても大きな取組になり得るのではないかと私は考えております。

そのため、ほかの町が取り組む前に、この町も恐らく着目して取り組もうという動きが見えておりますが、ぜひ、後手後手にならないように、美幌町はスピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。何か今後の具体的な計画とか、考えなどがございましたら教えてください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今回の答弁の中で、ワーケーションについてはスピード感を持って進めたいという答弁をさせていただいています。

何とか早い時期にワーケーションができる環境づくりをできないかということで、今いろんなことを検討させていただいております。

具体的にいつまでとは言えないですけれども、早い時期に環境整備、まずは、来ていただくためにはどういう環境をセットしなければいけないというのはある程度わかっておりますので、検討を今しているところでございます。

○議長（大原 昇君） 5 番木村利昭さん。

○5 番（木村利昭君） 私も質問の中でお話しさせていただきましたが、実際に多拠点居住だとか、いろんな町に移動してテレワークをされている方に美幌町に来てもらって、現状の美幌町でもかなり魅力があるということです。

ただ何が残念かというと、美幌町という名前を知らない。こういういい場所があるということを知らないというのがネックだと皆さん口をそろえておっしゃいます。

なので、今あるものを生かしてでも、できる可能性があると言われていいますので、見せ方を整えて、早急に、そして積極的に全国に情報発信していくことが、美幌町が一つ飛び抜けられることになると思っております。

その中で、美幌町にワーケーションで人が来てもらうとなったときには、宿泊施設がかなり大切になってまいります。

ワーケーションというのは、通常のビジネスや観光とは異なるところがありまして、いろんな方にお話を伺いますと、やはりどこの町でも体験できるような一律のサービスを求めているわけではないと。

そういった意味では、美幌町はグランドホテルが今回なくなってしまいましたが、美幌町もグランドホテルに頼らなくても推奨ができるという可能性が一つあるのではないかと考えています。

つまり、ビジネスのお客さんとは別だという見分けができるのではないかと考えています。

そういった意味では、最近いろんな町でも取り入れているゲストハウスだったり、シェアハウスだったり、こういったものがかなり有効なのかなと。そこにはやはり民間の力が必ず必要だと思います。

美幌町は空家対策協議会を設けておりますが、例えば、空き家を生かしてゲストハウスなどの開設を促進したり、支援した

り、または誘致する。こういった施策が町としては必要ではないかと思います。

併せて、コワーキングスペースという、俗に言うシェアオフィス、いろんな人たちが自由に出入りできて、Wi-Fi や、パソコンを使えるデスクだったりだとか、そういった施設を整えるだけでかなり魅力的になると思いますが、その辺りを今話したように促進、そして支援または誘致、そういったお考えなどはいかがでしょう。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） ワーケーションをどうしていくかという話の中で、宿泊施設のことはお話いただきました。

まずは、大きくは効率よく仕事ができる環境整備だと思うのです。

美幌町は非常に空港が近く、それから観光地の玄関口でもあるので、それはそれで魅力ですけども、それよりも仕事ができる環境整備をしっかりしなければいけない。

今、木村議員からも言っていただきました。例えば、通信環境、最低でもWi-Fi 環境があって、その前段で光回線が来ているとか、それから宿泊をどうするかということだと思うのです。

この辺をしっかりしなければいけない部分、そして、今できることを考えますと、一つは、大きな企業を対象にして、たくさん来ていただくことと、それから、小人数とか、個人的に可能な方が来てもらうということでは、どちらかというと、個人及び小人数の対応であれば早急に進めていけるのかなと。

その中でいけば、空き家対策でやった、いろいろ提案いただいたゲストハウスと言われるものは町も持っていますし、シェアハウスとか、民宿等もやっていますので、そういう方々にお話をして、長期間でなければ、1 週間自由にそこで過ごしてもいいですよとか、朝食は提供しますとか、そういうことはまとめていけるとってお

りますので、今できることをしっかり整理した中で、先ほどの繰り返しになりますけれども、スピード感を持って、町の方にも理解いただくこと、それから、来ていただく方にも美幌町をアピールしたいとは考えております。

○議長（大原 昇君） 5 番木村利昭さん。

○5 番（木村利昭君） 町長の早い時期に環境整備を行いたいという答弁、私はすごく心強く思っておりますので、ぜひお願いしたいと思いますが、そういった中では、今美幌町の持っている施設の中で魅力的と皆さんおっしゃられるのがみどりの村でございます。グリーンビレッジだったり、エコハウスは現状でもWi-Fiが整っていて、本当に素晴らしいと。

みどりの村、グリーンビレッジに関しては、少し古さも感じる部分はあるかと思いますが、ほかの町では味わうことのできない宿泊施設という意味では、朝起きて外に出たら美幌町の町、藻琴山を望む朝日を見ることができて、そこから少し森林探索などもでき、近くには美幌博物館もあったりと、そういった意味ではそこだけで美幌町を楽しむことができるのではないかと思います。エコハウスはかなり人気で、稼働率も高くなっている話を聞いております。

その中で一つ、施設として気になるのがすずらんです。利用者が限られていたりという部分もあると思うのですが、私も何度か使わせていただいたことがあります。あの施設もワーケーションとかテレワークとか、そういった人たちには魅力的に感じるの、ぜひもっと活用していただきたいと思うのですが、その辺りいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） みどりの村も非常に場所としてはよい場所と私も認識しております。

グリーンビレッジについては、Wi-Fi環境も整備しています。エコハウスについては、つい最近までWi-Fi環境を整備していませんでしたが、宿泊される方が最低限必要ということで、つい最近整備しております。

そういったことからいけば、エコハウス、グリーンビレッジについては、そういう環境が整っていると思っております。

すずらんについては、みどりの村振興公社に管理していただいている、一つの事業として使ってる中で、そこをどう使っていくかということもあるのですが、その辺の調整をしながら、環境としてはいい場所ではあるのですが、先ほど言ったように、まず仕事をするということであれば、通信環境をよくしなければいけないということでありまして、グリーンビレッジまでは光回線が来ているのですが、博物館を超えて、そこまで整備をどういう形でできるのか検討しなければ、場所はいいのですが、どうぞお使いくださいという結論は、今言い難い場所であることだけは御理解いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 5 番木村利昭さん。

○5 番（木村利昭君） ワーケーションについてはわかりました。こちらで一度終わらせていただきます。

続きまして、介護従事者の誘致について再質問をさせていただきます。

人材確保に向けた意見交換を各事業所等と行っているかどうか、行っているとしたらどういう声が寄せられているか教えてください。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） お答えいたします。

介護施設の事業所とは、定期的に介護の施設サービスの事業所と運営推進会議を設けさせていただいて、協議させていただい

ております。

○議長（大原 昇君） 5 番木村利昭さん。

○5 番（木村利昭君） その中で、どのような意見とかが出ていたかわかりましたら教えてください。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） 最近は、新型コロナウイルス感染拡大防止につきましてお話しさせていただいたり、入所される、介護の対象の方々の健康状況ですとか、また、けがや事故がないような取組をしていたり、相談されたりだとか、行政としてのアドバイスをさせていただいたりしております。

○議長（大原 昇君） 5 番木村利昭さん。

○5 番（木村利昭君） すみません。私の言葉足らずで申し訳ございません。

人材確保に向けた意見交換という中で、事業所から何か意見等が出ていれば教えてください。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） 人材確保に向けた意見交換という点では、具体的な意見交換はしてございません。

○議長（大原 昇君） 5 番木村利昭さん。

○5 番（木村利昭君） 私から質問させていただいて、今回いろいろと御答弁いただきましたが、やはり現場の声はかなり大事だと思います。人材が確保できなくて、人材不足という声も私の耳には結構入ってきておりますので、ぜひそういった意見交換も積極的に行っていただいて、町としてもサポートいただけたらと思います。

その上で、御答弁にもありましたとおり、介護職員の給与水準が低いという課題も全国的にございます。

そういった中で、町として給与水準や生活水準、こういった部分の手助け、支援をする考えなどはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） 介護職員の方々の待遇改善ですとか、給与の改善につきましては、先ほど町長からの答弁にもございましたように、国では給与の待遇改善ということでキャリアパスの推進を行っております。

こちらにつきましては、要件が必要になるのですが、職位や職務の内容に応じた任用要件と賃金体系の整備、二つ目としましては、資質向上のための計画を策定し、研修の実施または研修の機会を設けること、三つ目としましては、経験もしくは資格に応じて昇給する仕組み、または、一定の基準に基づいて定期に昇給を判定する仕組みを設けるなど、こういった条件をクリアされる事業所の方々の給与が、国の報酬も含めまして賃金体系の改善がなされているところでございます。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） 若干補足させていただきますと、町単独としては、介護従事者の確保の支援ということで、資格取得につきまして支援をさせていただいております。

実績でいきますと、平成31年度につきましては18名、金額で181万2,000円、平成30年度、実績7名で54万7,000円ということで、令和2年度につきましても、予算額は昨年度と同額の210万円の予算を確保した中で、支援をさせていただいている状況でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 5 番木村利昭さん。

○5 番（木村利昭君） 医療従事者の移住してきた方には、一時金を出す支援をされているかと思うのですが、介護従事者にはそのような支援は考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御

質問でございますが、介護従事者につきましては、1回目の答弁でありましたとおり、かなり離職が激しいということもありまして、その状況もあって今ところはそのようなことは考えていない状況でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 今部長からお答えいただきました中に、離職率が高いというお話もありました。

そういった意味では、やはりある程度覚悟を持って美幌町に移住してくれた人たちにしっかり手厚く対応して、囲い込みという言葉が合っているかわかりませんが、要は、美幌町が好きになって、美幌町で介護をやりたいというふうに人を誘致するというか、そういった取組というのが必要だと考えます。

こういうニーズが高まっていますので、取り合いというか、そういうふうになることが考えられます。

そういった意味では、スピード感が何より大切かと思うのですが、コロナの状態ではなかなか来ることができない人たちもいますので、オンラインを利用してそういう人たちとつながるとか、そういった取組もできると思います。

現状で移住定住の促進は、恐らくまちづくりグループが所管となっていると思うのですが、どの業種にも言えるのですが、担当の垣根を越えて、そういった業種にピンポイントでアプローチをかける。今回の介護で言えば、民生部と総務部が連携して行う。

そういった取組が必要かと思えますし、それをスピード感を持ってやっていくことが大切かと思うのですが、その辺りいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） 介護職につきま

しては、御存じのとおり人材の確保が大切なところでございまして、いろんな事業所とお話をしている中では、様々な町の研修制度の補助だけでなく、外国人の受入れだとか、いろんな部分を事業者から提案を受けてございます。

そういう中で、移住とのマッチングですけれども、全国的に介護職が不足している中で、都会のほうは給与面だとか、生活面では有利な部分があるので、介護職をこちらに呼ぶという形ではなくて、美幌町に移住したいという方が介護職を希望する場合は、事業所と連携をとりながら情報提供をするという形でいかないと、美幌町に移住してくれた人が、希望していれば求めているのですけれども、事業主のほうでもずっといてくれる人だとか、いろんな要件があります。

資格を持っているから全て採用するということではないという部分もありますので、まずは資格を持っている人が美幌町に移住していただけるのであれば、当然、情報提供して、職についてもらうということではできるのですけれども、美幌町で介護職を希望しているので来てくださいということまでは、事業者ともそういう意見交換をしながら、対応をしていきたいとは考えておりますので、まずは人を確保するという部分で、連れてくるよりも資格取得の支援をして、地元で人材を増やしていくところから始めているということでございますので、そういうことで新卒者などが資格を取って、奨学金を出してこちらにそのまま就職してもらうという形がいいという意見もありますので、そういう部分についてこれから検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 新卒者に向けて奨学金の対応をして、美幌町に戻って勤めてもらう、そういった取組も有効かと思いま

すが、副町長から御答弁があった中で、事業者とのマッチングの話だと思うのですが、そこを踏まえた上で、私は今回この体験ツアーを提案させていただきました。

誰でもいいから来てもらって、そのまま勤めてもらうという意味ではなく、そういった声をかける部分を町が取りまとめて、実際に美幌町にある介護の事業者の方たちと連携をして、来てもらった人たちに美幌町の事業者を全部見てもらいながら、事業者の方にもその人を見極めてもらって、逆に、興味があって来てくれた人たちにも美幌町の介護事業者はどういう形だろうと見てもらう。それが、きちんと見て、自分たちがお互いに選べるという、それを町として手助けするという、なかなか1事業者でこれを行うのは大変だと思うので、そういった意味で、今回提案をさせていただいていますので、その辺りについてはお考えいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 介護に携わる方々、人の確保については、副町長が話したとおり、私は基本的には美幌町、それから近隣で考えたいと思うのです。

私が町長になったときの公約の一つにも入れたのですが、やはり介護職員に対して、もう少し手厚くできないだろうかというのは、しっかり考えていかなければいけないことと思っております。

具体的に、先ほど民生部長から研修などについては、事業者に対して資格の習得も含めてやっているのです。

それ以外に対していろいろできないかと、言うならば、他の資格者に比べれば薄いかなというのが正直な気持ちであります。それは今いろいろ考えさせていただいております。

副町長からの奨学金という話の中で、それがどういう形になるかという話だと思います。

今提案がありました都会からという話に

なったときに、話としては非常に理解できる部分はあるのですが、この話を内部でしたときにたどり着くのは、来てもらうため、要は美幌の魅力というか、ここをどうするかということをしつかりしないと、なかなかツアーを組んでいこうというふうにならない。

ですから、誰でもいいというわけではなく、介護職員を希望している方で、このツアーでと言ったときには限定されるわけです。今までも、北海道の事業で、移住希望者マッチング事業ということでさせていただいております。

その中で具体的に地元で体験させていただいて、そのまま勤めますと言って、少し務めていただいたのですが、結果的にその方は美幌から去っていきました。

それを考えますと、きちんと美幌町に魅力を持ってきた方が、仕事につくということ。同じく考えられる部分ですが、この辺が介護ということではなくて、美幌に興味を持っていただくということを、今までの経験を踏まえて、そこをしっかりとやらなければいけないということで、提案いただいたことに対しては同感ですが、その手法が介護がベースなのか、美幌町に魅力があるのかという、先ほど副町長が言った移住ということを考えると、やはり美幌町に魅力を感じてということを優先したツアーでなければ難しいというのが正直な気持ちであります。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 町長から今、美幌町の魅力のお話をいただきました。

私も、今回の介護従事者の誘致については、まず美幌町の魅力があって、現状で介護をやっている人たちが、美幌町という田舎だけれども住みやすい町に移住して介護をやりたいというような、そういう人を促すという意味で提案させていただいております。

その中で出てきた美幌の魅力、これは美幌町に移住してきた人たちがかなりいます。

私も美幌町に移住してきた十数名の方たちと何度か意見交換を行わせていただいておりますが、3番の雇用促進の部分にも重なるのですけれど、町として、移住定住してきた方たちと意見交換をして、この人たちが美幌町にどういう魅力を感じてきているかというのはしっかり把握されていらっしゃるのでしょうか。

そういうことをされているかどうか教えてください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、御質問の移住してきた方々に集まっていたいて意見交換というのは、私の記憶では近年はないです。

ただ、経済部長をやっていたときに、美幌町は農業に係る移住者が多いので、その方々とは意見交換をしておりました。交流会もやっておりました。

そういう意味では、最近来られた方々との意見交換をしていないので、ぜひ、皆さんの御意見をお聞きしたいとは思っております。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） なぜこのようなお話をさせていただくかといいますと、3番の官民一体となって行う雇用促進、こちらの再質問と重なるのですけれども、移住を考えると、まず仕事となると思うのです。

実際に、移住を求める人の動きとして、移住先の仕事をハローワークに行って探すという人たちは多分少ないのではないかなと思うのです。

そこで、町の移住ポータルサイトを拝見させていただきましたが、一応、採用情報等も載っていますが、制度とか取組、こういった情報を一覧にしているだけで、正

直、見る側のことを考えたつくりとは思えないです。

単純にポータルサイトを見て私が思ったのは、移住ウエルカムですという町の姿勢は感じられません。

そういった意味では、例えば、美幌町で働いて楽しく生活してみませんかというようなインパクトのある見出しをどんとつけて、それに続くようにどんな仕事があるのか、美幌町の子育て、教育環境は、美幌町の楽しみ方は、住まいを探そうとか、こういった見る側のことを考えてストーリー性を持たせたサイトにすべきと思うのです。

そういった上では、やはり移住者のインタビューを行って動画を載せるだとか、年齢層、家族構成に合わせた紹介、こういったものも絶対に必要ではないかと思えます。

そういった上で、移住者の方と意見交換とか、実際に住んで美幌町のよさを聞かれていますかという質問をさせていただいたのですけれども、こういう移住サイトにすべきと思うのですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 今、議員からいろいろ御提案をいただきました。

新型コロナの関係で、全国的に地方移住の流れが加速化しております。

例えば、首都圏では3密を回避するために、通勤ラッシュを避けるとか、テレワークを活用した働き方改革ということで、少し見方を変えれば、私たちの町、美幌町のPRの好機にもなっているのだろーと思えます。

そういう中で、今提案のあったとおり、サイトの魅力がないとか、見る側を意識したつくり込みになっていないというのは、全くそのとおりだと私も受けとめております。

美幌町の暮らしやすさ、例えば、医療環境が整っているとか、自然環境や子育て支

援策が充実している、さらには空港アクセスも優位性があるとか、いろいろ誇るべき点がありますので、その辺をしっかりと精査して、勝手にこちらからの思いだけで発信したつもりになっているというのは反省点ですので、しっかりと発信した内容が届いているかというのを今一度検証して、また、民間の皆さんの力も借りた中で、これからの移住促進に向けて仕切り直して、ギアを入れて前向きに取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 5 番木村利昭さん。

○5 番（木村利昭君） 私は、美幌町の移住定住の部分は絶対に必要だと思っているので、今回も思いを込めて質問をさせていただいておりますので、熱くなってしまうて申し訳ありません。

雇用の部分について、答弁の中で大学生を人材としてという御答弁をいただいております。

大学生を雇用の対象とするということになってくると、美幌町の企業は大学生を雇用する機会が今まで少なかったのではないかと思います。

そういった意味でいけば、体制とか、その受け入れる側の意識といった部分の向上も必要かと思いますが、その辺りを町で促進していくとか、関係団体と連携して促進していくとか、そういった考えというのはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 先ほど御答弁をさせていただきましたが、会議所で美幌高校からのインターンシップの受入れ可能企業が36社あるとお聞きしております。

これにつきましては、何年かに1度、会員に対するアンケートをとって、インターンシップ可能企業との連携、それから学校との連携を行っているということでお聞きしておりますので、これは高校ばかりでは

なくて、大学生の受入れが可能かどうか、アンケートに一文を入れていただいて、大学生の受入れについても可能性を追求していきたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 5 番木村利昭さん。

○5 番（木村利昭君） わかりました。

それでは一つ伺いたいのですが、答弁の中にありました、10月に東京都で開催された北海道まるごとフェア、こちらでのPRの反応とか、成果がどうだったのかわかりましたら教えてください。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 昨年6月の木村議員の御提案を受けまして、会議所と連携をさせていただいて、昨年はまるごとフェアの池袋の行事の中で、Uターン、Iターンの説明会ですとか、町のPRDVDの紹介などをさせていただきました。

残念ながら、会議所からは行っておりますが、町からは参画をしておりませんので、実際の成果ということでは承っておりませんが、来場者については、主催者発表で5万6,000人の来場者があったということで、都市部での機会としてはよい催し物ではないかと思っております。

○議長（大原 昇君） 5 番木村利昭さん。

○5 番（木村利昭君） こういった取組は続けていくことが大事だと思います。

そして、どういう反応が得られたのかということも反省しながら、さらにどういう取組をしていったらいいかということで、再検討していくことを続けていただきたいと思います。

それでは、最後になりますが、大きく2番の学校の熱中症対策についての再質問を最後にさせていただきます。

答弁で、熱中症の対策を一生懸命やられるということで、保護者の方が御覧になっても安心していただける内容かと思ってお

ります。

その中で、一つだけ確認をさせていただきたいのですが、状況によりマスクを外す、小まめな水分補給のため水筒を持参させるなどがありました。

状況によりマスクを外す、この状況というのはどういうことを考えられているのかだけ教えてください。

○議長（大原 昇君） 学校教育主幹。

○学校教育主幹（遠藤 明君） 毎日、検温をしてから学校に来るわけですが、その子の体調、日によっては授業途中から具合が悪くなるとか、顔色を見ればわかりますので、そういう場合には先生がマスクを外させる。

当然、換気とか、机を1メートル以上離しますけれど、先生方はかなり目配り気配りしながら子供たちの状況を見ていますので、いろんなケースがあると思いますけれども、基本的にはそういうことであります。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） すみません。補足で答弁させていただきたいと思います。

マスクを外す状況としては、例えば、気候の状況などで熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断したときですとか、そういうときには教員の判断でマスクを外す形での指導を行うようにしております。

また、マスクを外す際には十分な距離を保って、コロナ対策についても十分配慮する形で対応するとしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これで、5番木村利昭さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、11時15分といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君）〔登壇〕 それでは、議長より許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

大きな一つ目、町立保育園・保育所ということで、新型コロナウイルス感染症対策の現況と今後の進め方について。

本年2月23日、美幌町において、新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されましたが、美幌町立保育園、保育所においては、小中高校が臨時休校措置が取られる中でも引き続き運営していたところであります。

未経験の事態の中、手探りの対策に関係者や保護者の皆様の御苦労も大変だったと思われ、一町民として感謝をしているところでございます。

6月4日、美幌町は新北海道スタイル安心宣言の美幌町役場版を発表いたしました。そこで、次の二つの事項についてお伺いいたします。

①現在、保育園・保育所では、新型コロナウイルス感染症対策としてどのようなことに取り組んでいるか。

②手洗い場の温水、エアコンの設置などについては検討はしているのか。

続いて二つ目ということで、上美幌保育所の今後の運営についてということで質問させていただきます。

現在、開所している美幌町のへき地保育所は、上美幌保育所の1か所のみとなりました。

その中で、上美幌保育所には通所せず、他の保育園に通園している世帯が多くなっております。

私が、対象世帯、現在通所している世帯も含め、その理由について聞き取りを行ったところ、第1に施設の老朽化、第2に給食がないということが大きな理由として挙

げられておりました。

その上で伺いいたします。今後の上美幌保育所の施設整備や給食導入に関する考えをお示してください。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 伊藤議員の御質問に答弁いたします。

町立保育園・保育所について。

質問1 項目め、新型コロナウイルス感染症対策の現状と今後の進め方についてであります。町立保育園及び保育所におきましては、緊急事態宣言期間中、家庭内保育が可能な御家庭については、登園自粛をお願いし、保育を必要としているお子様の保育を行ってきたところであります。

御質問の1 点目、新型コロナウイルス感染症対策として、どのようなことに取り組んでいるかについてであります。保育園・保育所におきましても新北海道スタイル安心宣言の美幌町役場版に準じて、職員及びお預かりしている児童の検温などの健康チェック、手洗い・うがいの励行、園内の定期的な換気、ドアノブ等の共有部分等の消毒などについて取り組んでいるところであります。

また、せきなどの風邪の諸症状時における登園自粛や免疫力を高めるため十分な睡眠やバランスのとれた食事について、各家庭へ周知し、お願いしているところであります。

御質問の2 点目、手洗い場の温水、エアコンの設置などについての検討についてであります。現在、町立保育園及び保育所においては、給湯設備がないことから、温水が供給できない状況となっており、水道水での手洗いを余儀なくされております。

しかしながら、水道水での手洗いでは、新型コロナウイルス感染症予防として効果的とされる流水で15秒の手洗いが、子供たちには冷たすぎて実施できていない状況でありますので、現在、国の新型コロナウ

イルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した給湯設備の整備について検討しているところであります。

また、エアコンの設置につきましては、十分な換気を行わない環境下では、エアコンによる新型コロナウイルスの拡散リスクが指摘されておりますので、全ての保育室等へのエアコン設置については考えておりませんが、体温調整や意思表示の難しい低年齢児の保育室にエアコンの設置を検討してまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

質問事項の2 点目、上美幌保育所の今後の運営についての1 点目、上美幌保育所の施設整備に関する考えについてであります。平成29年3月に策定いたしました美幌町公共施設等総合管理計画の今後の方針において、へき地保育所は今後、地域の少子化の現状と施設規模の最適化を合わせて検討していきますとしております。

へき地保育所は、現在上美幌保育所1 か所のみの運営となっております。現在の利用内訳が5歳児3名、4歳児7名、3歳児3名、2歳児1名であることから、現4歳児が卒園する2年後には利用人数が1桁になることが見込まれます。

これらのことから、美幌町公共施設等総合管理計画の今後の方針でもあります施設規模の最適化を図る上からも、大規模な施設整備は難しい状況となっております。

御質問の2 点目、給食導入に関する考えについてであります。給食の導入につきましては、上美幌保育所施設内における自園調理や給食センターを活用した給食の提供などを検討した経緯がありますが、自園調理においては、厨房施設の衛生面などの課題などがあること、また、給食センターを活用した給食においては、小中学生用の給食を提供するため、園児にとっては食材が大き過ぎること、さらに、小中学校の給食時間に合わせた調理完成時間では保育所の給食時間に間に合わないことなどの課題

があることから、給食導入については難しい状況でありますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） 御答弁いただきましたので、順番に再質問させていただきます。

新型コロナウイルス対策に関しましては、理解させていただきました。

今後においても、保育園児たちが安心して、万が一にも感染しないよう、また、関係各位、それから、保護者の皆さんにも、移動制限は解除されましたけれども、お気をつけて気を緩めることなきよう今後も取り組んでいただきたいと思います。

次に、手洗い場の温水設備についてでありますけれども、先ほどの答弁の中に、臨時交付金を活用し整備したいということですが、検討をしているのであれば、各保育所にいつ頃までに整備されるのかお教え願いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、国の交付金を活用して整備をしたいと考えております。

今後開催されます議会に補正予算として提案をさせていただきます、お認めいただいた後、早いうちに設置をしたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） それにつきまして、設置するのは今のところ美幌町内の公営の保育所全部ということでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） 美幌町内にあります美幌保育園、東陽保育園、それから上美幌保育所、3か所に設置をしたいと考

えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） 手洗い場についてはわかりました。

エアコンの設置についてですが、十分な換気を伴わないとエアコンでの拡散リスクが高まるということですが、エアコンを使用しながら換気でき、また、浄化できる機器があると聞いたことがあるのですが、その辺の情報はどうでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） 私どももいろいろと機器等を調べてみたのですが、やはりエアコンですと、1回目で御答弁したとおり、拡散されることがあるということがありましたので、今回その中でも、冷える部屋がないということもありましたので、まず低年齢児、体温調整だとか、自分で意思を伝えることができない低年齢児の部屋に1か所ずつエアコンを設置させていただきたいと考えております。

また、そういった部屋ができることによりまして、万が一、年の上の子たちが熱中症等の症状が出たときには、そういった部屋を活用できると考えておりますので、そういった部分で低年齢児の部屋1か所ずつと考えてございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） 低年齢児の保育室にはエアコンを設置したいということですが、その部屋の換気は対処できるのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） そこはエアコンを使いながら、換気もしながら使いたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さ

ん。

○6番（伊藤伸司君） 納得したような、できないような感じですけども、その辺は十分気をつけて、もし設置できるのであれば、多分まだまだコロナの感染の拡散だとか、換気とか、そういうものに対して情報が錯綜している部分がありますので、業者ともどもその辺を精査しながら、十分に気をつけて設置をしていただいて、また、園児の健康面も気遣っていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

続きまして、上美幌保育所について質問をさせていただきます。

美幌町公共施設等総合管理計画に沿って今現在も過去も進んでいるということは理解しているところであります。

へき地保育所は3か所あったうち、現在1か所になってしまいましたけれども、開所に至る経緯をわかる範囲で教えてください。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、上美幌保育所、それから、田中保育所につきましては昭和53年、また、福住保育所につきましては昭和54年に開設されたということでございます。

経緯等につきましては、農繁期等の季節的な繁忙期に児童の保育をする施設が必要ということで開設されたということでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） へき地保育所ができた経緯は、農繁期の作業、父兄の作業の時間等を考えながら、考慮しながらスムーズな農作業を進めていくために、保育所に預けて安心して作業をさせていただくということだったということでわかりました。

昨年9月にも私は一般質問で、田中保育所、福住保育所の質問をさせていただいて、そのときは寒いのでストーブをつけてもらった経緯があります。

今現在、上美幌保育所しかありませんけれども、やっと初めてタイマー付きのストーブがついて、大変保護者も喜んでるところであります。

それまで、9時頃までジャンパーを着ながら、先生も含めて我慢していたということもありまして、以前に懇談をしたときに、早くストーブをつけられないかと伺ったときに、保育所の先生の時間の延長になるので、保護者がストーブをつけに来てくれないかといった話もありまして、それでタイマー付きを導入してもらった経緯もあります。

それで一応朝の寒さというのはしのげるのですけれども、今度は日中の熱中症対策です。そういうのはどういう範囲で行っているのか。

また、これから上美幌保育所については、夏の熱中症対策として何をやるのかお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、上美幌保育所につきましても、低年齢児がおりますので、今回一室エアコンを設置したいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） ありがとうございます。

エアコンをつけていただけるとの回答でしたので、よろしくお願いいたします。

それと、冬季の寒さ対策、ストーブがついていますけれども、昭和53年に開所したということで、もう40年以上になります。当時の断熱効果等も含めて、不備があると思うのです。

私は数年に1回、選挙等に行きますけれども、朝1番で行くと、ぶるぶる震えている管理人の方もいますし、そういうことも含めてストーブは対処していただきましたけれども、窓サッシ等を複層ガラスにするとか、そういう考えはございませんか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） 大変申し訳ないですけれども、答弁にもありましたとおり、今後のことを考えますと、大規模な改修をするのはなかなか厳しい状況でございますので御理解いただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 上美幌保育所の関係で、冬が寒いという質問をいただきました。

そして夏は暑いということも含めて、今回、コロナウイルスの対応の中で、長期的にもの考える中で、現場の人たち、それから、民生部長の答弁もありましたとおり、いろいろな設備のことを考えなければいけないと思っています。

ただ、いかにせん構造的なものを直してほしいというのは難しいところがあるのですけれども、例えば、冬場であれば、当然換気をしたり、窓を開けたりすることによって、今の暖房能力が落ちることによって、今の暖房能力が落ちることによって、考え方は学校と同じですけれども、クールダウンというか、保健室のエアコンは学校全部につけております。

そういったように、先ほど答弁のとおり、どちらかという自分でコントロールできない、それから意思を表示できないところについてはエアコンをつけて、冬場はその逆バージョンというか、暖房も出るような形にして、熱量補給をしていきたいと思っています。

それ以外にも今3か所あるわけですから、必要なものは原課からいろいろまとめあげてきておりますので、そのことも含めて、しっかり子供たちが、預けた親にとっ

て困らないような形で対応したいと思っていますので、御理解よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） 先ほどの答弁の中で、少しずつ数が減ってきて、上美幌保育所も二、三年後には休所の可能性が出てくるというのは、私も目に見えてわかっているところでございますけれども、話がずれるかもしれませんが、美幌町においては新規就農を含めいろいろ対策を講じているところでございます。

ただ単に、後継者がいなくなるのを指をくわえて見ているわけではなくて、それなりに町としても、民間も頑張って対処しているところでございますけれども、もし、上美幌保育所が、上美幌保育所という話は変ですけれども、人数が10人程度でずっと維持した場合、この小補修でずっと続けるのか。

親子ともども、地域住民が音を上げるのを待っているのか、その辺はどうなのでしょう。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 上美幌保育所の今後の保育所のあり方、将来に向けてという話をさせていただきました。

私が就任する前も含めて、基本的には保育園が二つありますけれども、やはり老朽化が進んでいると考えた場合に、今後については、三つの園なり所を継続するというよりも、私はしっかり2か所を一つにするなり、保育所としての方向性は今後立てたいと思うのです。

ですから、保育を希望される方で、近くの農家の方々にとってみれば、近くへ連れて行けることが1番いいですけれども、今後、そういう保育の仕方も含めて皆さんのお話を聞きながら、きちんと計画をつくる、早急につくっていく必要があると思っています。

そのイメージとしては、一つの保育園を町がつくるかどうかというのは、補助を受けられる体制によるので、今こうだとは言えないですけれども、そういう形で、一つにまとめていくことが望ましい。

それによって、今まで保護者の方々に不便を来すものを代わりにどうするか、例えば、民間がやっている幼稚園のように送迎をすとか、そういうことはこれから皆様方とお話することかと思っています。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） 先ほど町長の答弁にあった、集約するというのは頭の中にないわけでもないですけれども、結局、前年度の福住、田中保育所が休所する段階で、送迎をどうするのかというときに、やはり自分の家で何とかしてほしいという話になりました。

送迎の時間、それからバスで通うには負担が多過ぎるということで話を聞いて、今、福住、田中地域にいる園児は多分親が町の保育園に送迎していると思われます。

農閑期であればいいですけれども、忙しい時期に1時間前後、多ければ片道15分から20分以上かかりますから、その辺の配慮をしながら総合整備計画の中で考えていただけるのであれば、それでよしとしなければいけない部分はあると思います。

先ほど言ったように、新規就農含めて、田舎に来て光回線もない、水道もない、そんなところに若い人が帰ってくるでしょうか。

確かに、設備にお金はかかります。地下水を今でも使っている人がいっぱいいます。その辺のことを考えて、これからの保育所も含めて農村政策をお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（大原 昇君） これで、6番伊藤伸司さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、13時15分といたします。

午前11時43分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君）〔登壇〕 私は、教育行政について3項目、質問をさせていただきます。

まず、1項目めの手厚い学力保障の仕組みについてですが、新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言が全ての都道府県で解除されました。遅れていた自治体でもようやく段階的な学校再開が始まりました。

憲法で保障している教育を受ける権利が突然失われてから3カ月、子供、教員、保護者はどんな思いで過ごしていたでしょうか。

本町の小中学校も6月1日から再開されましたが、再開後の学校と教職を支えるため、安全で豊かな学びを維持するための手厚い学力保障の仕組みづくりが必要ですが、考え方をお示してください。

二つ目、心のケア、居場所づくりについてですが、コロナ禍で起きている危機的な出来事を、夢と希望をつくり出す学校づくりへのチャンスに変えていく発想が必要です。

日本は欧米に比べ、教育環境に困難を抱えた家庭の子供たちへの支援が不十分です。

そうした子供たちが学校の中で、安心して生活できるよう、心のケアと居場所づくりが大切と考えますが、考え方をお示してください。

三つ目、オンライン学習の環境整備についてです。

新型コロナウイルス感染症により、学校の休校が長期化し、友達との交流や学力の

低下に対する不安、家庭学習の難しさなど、大きなストレスを感じた子供たちや保護者が少なからずいたと感じており、特に、来春に受験を控えている生徒や保護者の不安は大きいものがあります。

このような状況下で、子供たちが自宅にいても学べるオンライン学習が注目され、子供たちの心身の状況把握や教師が課題の送信や質疑応答など、同時双方向型のオンライン指導を通じた家庭学習への対応を検討している自治体も増えてきています。

本町を含む北見保健所管内では新たな感染者が出ていませんが、多くの専門家が警鐘を鳴らすように、第2波に備えた対策が必要であり、オンライン学習の環境整備もその一つと考えますが、今後の対応策についてお示しください。

以上、3項目よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君）〔登壇〕 坂田議員の御質問にお答えいたします。

御質問の1点目、学校再開後の手厚い学力保障の仕組みづくりの考え方ですが、今、学校が最優先に取り組まなければならない課題は、児童生徒の心身の健康バランスと生活リズムを整えながら、学習の遅れを取り戻すことであります。

このため、美幌町として校長会議等において、全小中学校が今年度中に全ての授業を終わらせるために、組織的な教育課程の見直し、授業時数の確保、指導内容の重点化、時間割や授業の進め方に創意工夫を凝らすなど、効果的・効率的な指導に取り組むことを確認しております。

このほか、夏季休業日を短縮して10日間の授業日を設けることや、児童生徒一人一人の生活や心のケアは、日々の健康観察や教育相談等を通して、担任を中心に学校全体で目を配るとともに、今まで以上に職員間の情報共有による組織的な体制づくりが、学力保障の大きな仕組みづくりであると考えております。

また、国は今般の第2次補正予算において、臨時休校中の学習の遅れを補うために、学校が手厚い指導を行える教員の加配、学習指導員の追加配置、スクールサポートスタッフの追加配置などの支援策に乗り出しており、こうした事業の活用を検討するほか、現在、本町で実施している放課後学習サポート事業の充実を図りながら、子供たちを誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障する手厚い取組を行ってまいります。

次に、2点目の心のケアと居場所づくりの考え方ですが、学校再開後の児童生徒は、長期にわたり学校生活から離れていることや、進級・進学に伴う教育環境、友人関係の変化はもとより、感染症拡大に伴う家庭環境の変化等を背景とした様々な不安やストレスを抱えております。

また、児童生徒の中には、感染症への不安や恐れを抱いている場合もあるものと考え、個々に応じた心のケアに努めることが重要であります。

このため、学校医や関係機関との連携した適切な支援、学校との連携を密にしたスクールカウンセラーや教育相談室による教育相談の充実、小さなサインを見逃すことなく、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、不登校については、全ての児童生徒に対し、初期対応からの適切な支援、感染症に係る適切な知識を早い時期に指導し、偏見や差別につながる行為の防止など、時々刻々と変化する児童生徒の心のシグナルに的確に対応してまいります。

今後とも、誰一人として居場所を見失うことのないよう、全教職員による目配り・気配りを徹底して行うほか、心の居場所ともなり得る保健室登校の対応といった、心に寄り添う体制づくりにも尽力してまいります。

次に、3点目のオンライン学習の今後の対策についてであります。国では、コロナ禍の中での学びの保障としてICTの積

極的な活用を推奨しており、家庭での学習を支援するための教材を作成し、子供の学び応援サイトなどに公開しながら学習補完に取り組んでおります。

本町においても、道内での第3波に備え、学びを止めない、心をつなぐ取組を基盤とするとともに、児童生徒や保護者に対しては、何よりも学習に対する安心感を与えることが必要であると考えております。

このような背景から、学校と家庭が双方向で授業に取り組めるオンライン学習は、今や時代の潮流となりつつあることを実感しているところであります。

以上のことから、今後、本町の全小中学校で早い時期にICTを活用した学習に取り組めるよう、GIGAスクール構想実現のための校内インフラや一人1台端末の整備に向けて準備を進めてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、お答え申し上げました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） それでは、再度質問させていただきますが、2項目めに出しました心のケアと居場所づくりについてから質問させていただきます。

1日から全道の市町村の小中高校が再開されました。

休校中は、学校に行きたい、友達と話したい、友達と遊びに行きたいというストレスが充満していたと思いますが、登校できるようになって、ある程度のストレスは解消されたことと思います。

各学校は、新型コロナウイルスの感染予防と同時に、3カ月間の臨時休校に伴う学習の遅れを取り戻すため、児童生徒の中には新たな学校生活のストレスを感じる声が聞こえてくるのも確かではないかと思えます。

休校で子供の生活リズムが乱れ、体と心の調子は乱れています。学校が始まって

も、体と心はすぐに元に戻れないのです。

そのため、授業が始まったとしても集中できない、やる気が出ない。それから、いらいらするという感情を持っている子供たちが数多くいると思われます。

子供一人一人の置かれている家庭環境の違いもありますが、答弁では、個々に応じた心のケアに的確に対応するとのことであるので、それには大きな期待を寄せたいと思いますが、教員は感染予防などの新たな業務に追われ、子供たちの心の変化にも目が届きづらくなっているのではないかと感じているところであります。

教員も今までに経験したことのない取組に試行錯誤しながら努力されていると実感いたしますが、心身の緊張、それから疲労も察するに余りあるものではないかと思えます。

そういうことを考えますと、教員の新たな業務をサポートする仕組みも必要ではないか。それができなければ、なかなか子供たちの個々に応じた心のケアにも向かっていけないのではないかと思いますので、その点について考え方があればお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） ただいまの御質問でございますが、議員おっしゃるように、6月1日から学校が通常の授業を再開しております。

そのような中で、子供たちにとってみれば、マスクを外せない、給食の時間も今まで同様に向き合ってお話ししながらということがままならない。さらには、運動会等の行事もなくなっております。

また、授業時数が足りなくなってきたりだとか、議員おっしゃるように、中学校3年生の生徒は、特に来年の受験等も視野に入れて、非常に気持ちも不安定になっていると思えます。

そういった中で、教職員へ求められる部分もかなり大きいという状況も把握してお

ります。

そのような中で、教職員の本来の業務であります子供と向き合う時間、こういったことをいかに確保するかということが課題であると認識しております。

昨日の一般質問でもお話しさせていただきましたけれども、学校全体で教職員をサポートする仕組み、こういったことで学校運営協議会を昨年11月に各学校に設置しておりますが、学校運営協議会だとか、地域の方々、こういった方々のサポートをどのようにいただくかということも研究しながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 昨日、そのような答弁をいただいておりますので、理解はしているところです。

子供たちにとって学校というのは、とても居心地のいい場所だと思うのです。そうでなければならないと思っています。

答弁の中で、気になるところがありました。

それは心の居場所となり得る保健室登校という対応があったと思うのですが、この考え方は少し違うような気がします。

誰一人として居場所を見失うことのないようにするためには、子供たちが安心して学校に行けることが大事なので、やはり子供たちの気持ちに寄り添う、子供たちの話を聴く、それから、個々に応じた心のケアが大事になってくるのではないかと思います。

何と言っても、教師との関わりが子供たちにとっては1番の心のケアではないかと思っておりますので、教員たちが子供たちと時間を多く過ごせる、そういうことを配慮するべきではないか。

子供たちの気持ちをしっかり受けとめることによって、次の活動へつながっていくという期待ができるものだと思います。

また、長期間の休み明けは学校生活に悩む子供たち、それから、そういう不安が広まって、不登校や自殺が増える傾向にあるとも言われております。

美幌町の状況はそこまでには至っていないと思いますが、心に秘めているものはあるような気がいたしますので、そういう子供たちの心の不安は教員との向き合いによって少しずつ心のケアがきちんと取り組まれていくと思っています。

心のケアは、小学校だけに限らず、例えば、部活の大会や修学旅行など、ほとんどの学校行事が中止となっていることから、ストレスがたまっているということも十分考えられます。

その中で、いじめだとか、不登校につながる可能性が十分秘められていると思いますので、その辺も十分考慮した上で、取り組んでいかなければならない問題ではないかと思えます。

また、受験生にとっては、学習の遅れ、それから、感染症に対する恐怖、今後の友達との関係づくりで心を痛めているのではないかと思いますので、やはり、中学生といえども、小学生と同じように目配り・気配り、そういうところを心のケアとして大事にしていだければと思います。

そのためには学校全体、一丸となって取り組んでいく姿勢が1番問われているのではないかと思いますので、今後の取組として、そういうところをしっかりと受け止めて、美幌町の小学校・中学校での活動を今後は具体的にどうことができるのか、もし考え方があればお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 議員がおっしゃる心のケアの問題でございますが、学校の臨時休校の期間中、学校再開に向けて学校、教育委員会ともに連携しながらどういったことができるか話し合ってきた中で、まずは衛生環境を整えること、そして、学

習の遅れを取り戻すこと、それらと同じように心のケアが大事ではないかということで話はさせていただきました。

美幌町は、部活だとか少年団が非常に盛んなところですので、子供たちが運動する機会がなくなったことによって、基本的に家で過ごすということで非常に親も子もストレスがたまっているという状況がありました。

そのようなストレスから、議員おっしゃるようにいじめだとか不登校につながることを非常に懸念しており、学校全体でこういったことに対して取り組んでいこうということで進めている状況であります。

また、学校に来られない子供たち、確かに新年度に入ってから来られない子はいらっしゃいます。そういった子に対しましては、学校と教育相談室の相談員が連携しながら、家庭訪問をしたりだとか、声かけをしながら、何とか学校に行けるように努めているところであります。

また、冒頭お話がありました保健室登校の関係であります。基本は学校に来られるようにということでありますけれども、どうしても教室に入れない、なじめないということであれば保健室登校も用意しております。

そういった方法もありますので、まず学校に足を運べるように進めていくという基本的な考え方で行っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 今答弁いただきましたように、今まで学校に行くことができて、コロナの関係から急に友達関係などを心配するようになったり、病気のことを心配するようになったりということで不登校が目立つというのは、全国的にデータとして出ているようです。

だから、そういう子供に対しては、個々に対応できるように、心のケアを十分に酌

み取って、取組につなげていただきたいという思いを込めて、それは努力していただきたいと思います。

それでは次に、手厚い学力保障の仕組みづくりについてです。

先ほども何回も申し上げましたが、学校が再開してから約3週間が過ぎました。

学校に向かう子供たちの姿を見て、日常が徐々に戻りつつあると実感しながら、ほっとしている一人でもあります。

分散登校を経て、通常授業が行われるようになりましたけれども、リハビリ期間の分散登校が短かったために、子供たちの負担が大きくなっているのではないかと、そのことによって頭痛だとか、めまい、食欲不振など、そういう症状が出る可能性があるという指摘されておりますが、美幌町の現状はどうだったのか。

もし、状況について把握されているものがありましたら、お知らせいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 特段、体の目立った変化があるという話は聞いておりませんが、そういったことがあっても万全な対応ができるようにということは、今後も学校を通じて共通理解を深めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 各学校では、新型コロナウイルスの感染予防と同時に、3カ月間の臨時休校に伴う学習をどのようにして取り戻すかということで、児童生徒の中からは新たな学校生活には制約がかなり多く、それにより心身ともに疲れを感じるといふ子供たちの声も聞かれています。

楽しみにしていた学校生活が始まった途端に、勉強、勉強と授業ばかりを詰め込んで集中するのはとても難しいことではないかと思ひます。

学習の遅れは、体と心が安定してから少しずつ取り戻せますが、順番を無視して学習を詰め込むことによって、不安定となる子供たちをさらに追い込むことになりかねません。

子供たちを誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障するためにも、国の第2次補正予算を活用した事業計画を早期に取り組むことが必要かと思います。

この計画について、考え方があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） まず、学校再開後の児童生徒の関係でございますけれども、学校を約3カ月休んでおり、分散登校を経てから、今まで3カ月空いたものが、学校に通って対面式の授業を多くの児童生徒、クラスの中で学習するとなると気持ちも体もなかなかついていけない部分がございます。

そういったことから、まずは心身の健康バランスと生活リズムを取り戻すということを最重点に考えており、そうしながら学習の遅れも取り戻す。この3本立てで進めているところでございます。

そのような中で、今議員からお話がありました国の2次補正の関係でございますが、今のメニューといたしまして、教員の加配、学習指導員の追加配置、スクールサポートの追加配置等ございますけれども、現場にとっても1番うれしいのは、教員の加配であります。

しかしながら現実としましては、加配に応じられる教員、空いている先生方の数は非常に少ない状況であります。

そのような中で、これまでも美幌町でやっております放課後学習サポートを退職教員活用事業、退職された学校の先生にお願いして、一例としましては旭小学校で放課後の自習をやっておりますけれども、そういったときに退職された先生方がサポートについて問題を出していただいたりだと

か、丸つけをしたりとか、そういったことに取り組んでいます。

そういった方法で、今回も町内の小中5校に対して希望の取りまとめをしている状況であります。

こちらにつきましても、人の確保がセットになってきますけれども、最大限努力しながら、人を確保して、さらに、補正予算の採択等を目指しながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 今答弁いただきましたように、放課後学習サポート事業というところで努力されているのは理解をいたします。

ただ、各学校で放課後の事業に対してどの程度の人が指導に当たっているのか。それによっては、子供たちにきちんとした対応をすることが難しいのではないかと思いますので、その辺を考えると、国の事業で、そういうものをしっかり計画して取り入れていくことは大事だし、問題は人の確保ということですが、美幌町にも退職した先生だとか、それから、それぞれの分野においていろんな形で指導できる方もいらっしゃるのではないかと。

そういう人たちの活用を、いち早く人材を見つけて取り組んでいく必要があるのではないかと思います。

時期を逸するとなかなか元に戻れないという状況も出てきますので、今が1番きちんとした人材を確保して、取り組む姿勢が大事ではないかと思います。

家族についても、学習の遅れ、小学生だろうと中学生だろうと、学習の遅れに対してはかなり気にしている部分で、心配していると思うのです。

だから、そういうところを親たちにもしっかりと理解をしてもらうためにも早い取組、そういうものが必要ではないかと思っております。

特に、受験を迎えた子供たちにとって
は、親も子も神経質にならざるを得ない状
況ではないかと思います。

それに合わせてコロナもまだ終息してい
ないということもあって、かなり神経質に
なったり、それをストレスに感じたり、子
供にとってはやる気がなくなっている
という部分もないとは言えないと思うので
す。

だから、親も子も安心できる、そういう
体制をしっかりと取り組んでいかなければ
いけないと思います。

例えば、今できることとなると、どんな
ことを考えているのか。具体的にこれからの
取組で、新たなものがありましたら、
お聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 新たな取組の関
係でございますけれども、まずは先ほどの
国の2次補正、こちらは人の確保とセット
になりますけれども、こちらに全力で取り
組んでいきたいと思っております。

また、例年は夏休み期間、北見工大の学
生が町の教育指導班と一緒に小中学生対
して学習サポート事業をやっておりまし
た。

こちらにつきましては、今年はコロナの
影響がありまして、大学側から対応できな
いというお話がありました。

これに関しては、今回は夏休みを短くし
て、その分を登校日に充てる形になりました
ので、そこは通常の授業で対応できると
思っております。

また、先ほどの答弁で学校運営協議会
のお話をさせていただきましたけれども、今
年の学校運営協議会のメニューで学習サポ
ートもやっております。

その中で、議員が先ほどおっしゃいまし
たが、教員の退職者の方々、そういった
方々だとか、地域の方で今まで教えた経験
がある方々も募って、地域で学習サポート
についてお手伝いいただければと思ってお

りますので、よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子
さん。

○10番（坂田美栄子君） 早急に対応し
ていただけるということですが、美
幌町にも先生を退職された方々がたくさん
いらっしゃると思うのです。

その先生方の掘り起こしは非常に大変な
ことかもしれないですけど、やはり、そ
ういう人たちの協力、協力してもらう体
制、特に今回のコロナに関しては、学習の
遅れもあって、人選どころか、そういう人
を掘り起こして、協力を求めるというこ
とをやらざるを得ないと思いますので、そ
ういうところではある程度退職者のリストと
かありますよね。そういうものを活用し
て、しっかり人材を確保して取り組んでい
ただきたいと思います。

次に移ります。

次は、オンライン学習の今後の対応につ
いてです。

新型コロナウイルスの感染防止のため
に、全国の学校が休業となる中、いち早く
ICT環境の整備などを行っている自治体、
数は多くありませんが、夏休み中にオンラ
イン授業で補習に取り組もうとしていると
ころも出ています。

美幌町では、一人1台のPC環境にする
ために、かつてない国の予算がついたこと
から、早急に対応できるものと確信してお
りますが、美幌町もGIGAスクール構想
実現のために、校内インフラですとか、そ
れから一人1台の端末の整備に向けて準備
を進めているという答弁でありますので、
これからの具体的な計画について、もしお
聞かせいただけるものがありましたら願
いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 学校教育主幹。

○学校教育主幹（遠藤 明君） 御答弁申
上げます。

具体的な計画でございますけれども、
今、最終段階に取り組んでおりまして、校

内インフラ、現在も配備しておりますけれども一斉に動画を見るとフリーズしてしまいますので、それを大容量にして、全員が見ても固まることのない校内インフラ、それともう一つは一人1台端末ということで、これも将来的にはデジタル教科書も入ってまいりますので、そういうことも見越した中で、文科省が取り組んでいるものでございます。

今それを最終段階で積算しておりますので、近々の議会におきまして補正予算で計上させていただきたいというところでございます。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 早急に機器については対応できるということですが、ただ、多くの教員の方々はオンライン授業自体初めての経験ではないかと思います。

全ての家庭でオンライン授業を受けられる環境を整えるためにも、子供たち自身が機器に接続できるように指導したり、それから通信環境が整っていない家庭へ端末やいろんな機器を貸出しすることも必要となってくるのではないかと思います。

また、動画についても、教育委員会だとか、教員が動画を作成することは非常に難しいことと理解はしているところで、そのようなものをどういうふうに活用するかによって環境が変わってくると理解をしているところです。

オンライン学習を進めるための準備として完備されるまでの間に、例えば、保護者が持っているスマートフォンだとか、タブレットなど、使えるものを何でも使って、家庭でのネット環境調査、オンライン授業などできることから、できる人から試験的に取り組むことも大事ではないかと思っておりますので、そういうことも考えながら、今後取り組んでいかれるのだろうと思うのですが、そのことについてはどのような考え方をもちなのか、お聞かせいただきたい

と思います。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） ただいまのGIGAスクール構想の関係について御答弁させていただきます。

各家庭でのネットワーク環境の状況でございますが、昨日の戸澤議員の御質問でも答弁させていただきましたが、現在調査した結果、約6%の家庭で整備をされていない環境にあるということですので、そういう家庭につきましては、モバイルルーターの貸出しですとか、そういう対応をしていきたいと考えております。

実際にGIGAスクールの関係で、環境が整備されたら、それで終わりということではなくて、どうやってその環境の中で学習を進めていくかということが大事になってくると考えております。

その中で、できるところから進めてというお話であります。北中学校では、まだオンラインの整備が進んでおりませんが、家庭でWi-Fi環境がある生徒につきましては、臨時休校の間に学校とオンラインで家庭学習でわからない問題ですとか、そういうものがあつたときに学校とのやり取りの中で、先生に質問したりですとか、そういう取組をしている実態がございますので、そういう参考事例も含めまして取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） できるところから取り組んでいくということは理解いたしました。

新聞記事で読んだのですが、熊本市の取組事例の紹介をさせていただきます。

熊本市では、全小中学校へ一人1台端末の配置を進めて、通信量の制限や端末機能の制限などは極力行わずに、子供たちが自由に使用できるようにしているということです。

休業中のオンラインを5段階のステージに分けて実施して、オンライン会議アプリのズームを中心に、ICT機器の活用を進めてきたということです。

ステップ1では、子供たちと教職員が利用方法になれる期間として、iPadを通じて健康状態の報告や簡単な連絡事項の伝達などを行っている。

続くステップ2では、写真や文字のやり取りができることを目的として、オンライン授業の本格的な活動を展開、始めたということです。

その後は、進度によって子供たちの状況に合わせて、課題の内容を調整したり、英語の授業では、自己紹介動画を提出させたりするなど、順次扱う内容を発展させてきているということです。

子供同士がまとめた意見をオンラインでプレゼンテーションを行うステップ5まで進んだのは、小学校の高学年が多かったと言われています。

オンライン学習には様々な問題点はありますが、子供たちが自己管理できるようにさせるのも教育。それから、教職員へのサポート体制の備え、使用に関する悩み事を相談できる環境を整えることも必要なことだと言われております。

ICT機器の導入については、あくまでも授業の改善のための道具、授業の主役は子供たちであり、オンライン授業のあり方について、子供の主体制を意識した取組が必要であるということでもあります。

このオンライン学習には、もう一つ利点がありまして、不登校の子供たちが利用することによって、学校に行ける。不登校の子は周りの友達環境とかにかなり左右されているところがあって、オンライン学習であれば自由に学習に取り組めること、それをきっかけに学校に登校できるようになっていることも、現実にはデータとして出されているようなので、そういうところも考えて取り組んでいただければと思います。

障がいを持った子供たち、学校に通えない子供たちについても、オンライン学習が有効だということが出ておりましたので、そういうことも参考にいただければと思います。

もう一つ最後に、オンライン学習をするためには、先生方の研修が必要だということも言われておりますので、先生もオンライン学習できちんとした対応ができるための研修にぜひ取り組んでいただきたいと思います。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） ただいまのお尋ねでございますが、まず、不登校の関係からお話しさせていただきたいと思いますが、現在、美幌町は教育相談室をトレーニングセンター2階に設置しておりますが、こちらでも休校期間を境にズームというソフトがありますので、それを使って相談体制をとっております。

議員おっしゃるように、そういったことから慣れていって、心の不安を取り除いて、再登校につながるような取組をやっている状況であります。

あとは、部長、主幹からGIGAスクール構想の関係で、一人1台の端末ということでお話しさせていただきましたが、本町でいきますと約1,500台になります。管内では合わせると1万5,000から2万台近い状況になります。

それが全道、全国となつて、令和2年度の事業になりますと、現実的に令和3年3月までに事業が完了するのは非常に難しい状況だと思っております。

そのような中で、第2波、第3波が起こりかねないということも懸念しておりますけれども、そのような状況においてもいかに学びを止めないかということで部長からもお話がありました。

今年4月の休校中に試行ではありますが、北中学校でオンラインを使った学習相談だ

とか、自習に対するサポートを行っています。

こういうことも併せながら、一人1台端末が入るまでの間、例えば各自で持っているスマートフォンとか、パソコンとかを活用しながら、さらにはインターネット環境がない方については、安全な方法で分散登校をしながら、そういった活用をして、学びを止めないという取組を進めてまいりたいと思います。

また、実際に物が入るまで時間がかかるということもありますけれども、その間、教職員に対する研修、これも予定しておりますので、どんなやり方がいいのかということも、校長会、さらには学校内部で検討してもらいながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 今答弁いただきました。

やはり一人1台の端末となると相当大変という思いはあります。

なので、家庭のパソコンとか、タブレット、それからiPadいろいろ持っている方がいらっしゃると思うので、そういうものを十分活用して、早い段階で取り組むことによって、先ほど北中も試験的にやっているということでありましたので、そういうことも試験的にやりながら、本格的にやっていくしか方法はないと思うのです。

その辺のことを段階的に、やれるところからやっていくしかないと思っています。一斉にやれるとは思っておりませんので、その辺は学年によってどこを優先するかということも、それは各学校の内部で相談して進めてもらえばいいことなので、その辺も十分に考えた上で、今後の取組、第3波のコロナによる休校も想定しながら、そういう取組も必要かと思います。

それと、休みになったから急にできるというものではありませんので、学校再開し

ている間に使えるように準備することもいいことではないかと思しますので、そこも考えた上で、今後の取組として十分考えていただきたいと思います。

私からは子供たちのこと、それから、親の心配を少しでも学習の関係から、安心して学校に通える状況、そういうものをつくらせていただけるように努力していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（大原 昇君） これで、10番坂田美栄子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、14時20分といたします。

午後 2時02分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

3番大江道男さん。

○3番（大江道男君）〔登壇〕 私は通告しております2項目について御質問をいたします。

その一つは、新型コロナウイルスへの対応についてであります。

1項目めは、国・道・町の支援状況についてお聞きします。

持続化給付金、雇用調整給付金の遅れなど、国の対応の遅れに厳しい批判が噴出しております。

美幌町でも、6月になっても国や道の支援がない、毎月の固定費の調達で必死だと悲鳴が上がっております。営業継続に重大な事態となっています。

現時点での国・道・町に対する主な支援事業の申請、支給状況をお聞きいたします。

2項目めは、家賃などの固定費の支援についてであります。

収入が激減する中、家賃やリース料などの固定費負担の軽減が求められています。

国の支援策に加えて、町も上乗せして、緊急の家賃等満額補助制度を実施してはいるかがでしょうか。

3点目は、国民健康保険の傷病手当金対象の拡大についてであります。

新型コロナ対応で国民健康保険加入者の平等を図るため、被用者に加えて、農業者などを加えた個人事業主にも傷病手当金の対象を拡大してはいるかがでしょうか。

4項目め、国保病院にPCR検査体制を構築してはどうかということでございます。

新型コロナの感染の有無を地元で検査してほしい、この声が広がっております。

元保健所所在地である美幌町の町立国保病院にPCR検査体制を構築すべきと考えますが、いかがでしょうか。

この項の最後は、20人学級への展望についてであります。

新型コロナに関わって、日本教育学会提言などで、教員を増やし、20人学級を緊急につくる必要性が叫ばれております。

美幌町も少人数学級の緊急な実現を目指して必要な行動をとるべきと思いますが、町長、教育長の見解を伺います。

二つ目であります。

美幌町の障がい者雇用についてお聞きいたします。

北海道労働局からの適正実施勧告についてであります。

美幌町の障がい者雇用状況は、平成30年度、令和元年度と2年連続法定雇用率を達成できておりません。本年3月に北海道労働局から適正実施勧告を受ける状況となっています。

障がい者雇用に向けて、この2年間の取組状況及び適正実施勧告を受ける状況について、どのように受けとめておられますか。

また、本年6月1日現在の障がい者雇用確保状況をお示しいただきたいと思います。

以上です。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 大江議員の御質問に答弁いたします。

なお、20人学級への展望については、後ほど教育長より答弁いたします。

新型コロナウイルスへの対応について。

1点目の国・道・町の主な支援事業の申請、支給状況についてであります。新型コロナウイルス感染症の経済対策としまして、町では、これまで様々な支援事業を実施してまいりました。

国や道においても事業者支援として持続化給付金を初め、諸対策が講じられておりますので、それぞれの状況につきまして、次のとおり確認してきたところであります。

初めに、国の支援事業であります持続化給付金につきましては、町内事業者の申請状況等は、現時点で公表されておらず不明であります。美幌町におきましては、国による申請サポート会場が6月2日から商工会議所3階に設けられ、申請支援が行われております。

なお、この会場が設けられるまでの間、商工会議所により20事業者ほどのサポートを行い、給付金が支給されているとお聞きしております。

次に、雇用調整助成金につきましては、ハローワーク北見管内の合計で、5月末現在79件の申請に対して、50件の支給が決定されておりますが、市町村ごとの事業者の状況につきましては公表されていないため不明となっております。

次に、道の支援事業であります休業協力・感染リスク低減支援金、4月25日から5月15日までの休業協力等支援金につきましては、6月12日現在、町内事業者の申請80件のうち、支給は12件となっております。経営持続化臨時特別支援金、5月19日から5月31日までの休業協力期間延長に伴う支援金につきまして

は、現時点では不明となっております。

次に、町の経済対策の申請、支給状況ですが、緊急対策利子等補給事業補助金につきましては、6月8日現在、14件の申込みがあり、1億4,130万円の融資が実行されております。

プレミアム商品券発行事業につきましては、3,000円分の商品券を1セットとして1万5,000セットを5月8日から販売し、5月22日に完売しております。

営業継続支援金につきましては、5月29日をもって申請受付を終了し、124店舗に対して支援金を支給いたしました。

経営継続支援金につきましては、6月8日現在、62件について支援金を支給したところであります。

次に、2点目の家賃などの固定費の支援についてであります。国の家賃支援給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上げの急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的として事業者に対し給付金を支給するものであります。

この給付金の対象としましては、売上げ減少率等の要件がありますが、給付額は支払家賃月額6カ月分であり、給付上限額は、法人で月額50万円、個人事業者では月額25万円となっております。

給付率は、原則3分の2ですが、給付上限額を超えた場合は給付上限超過額の3分の1を給付する例外措置があり、法人であれば最高月額100万円を6カ月間で600万円が、個人事業者であれば、最高月額50万円を6カ月間で300万円が支給されるものとなっております。

御質問の町上乗せとして家賃等満額補助制度実施の考えについてであります。本町の現状で考えますと、国の家賃支援給付金制度を活用する場合、大半が給付率3分の2に該当すると想定されることや、町と

してこれまで様々な事業者支援を実施してきたことから、家賃支援給付金の上乗せ支援は考えておりません。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響は大きいことから、今後につきましても、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しながら、様々な対策を引き続き実施してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、国民健康保険の傷病手当金対象の拡大についてであります。国民健康保険の傷病手当金につきましては、全額保険者負担となることから、市町村国保では、厳しい財政事情や様々な就業形態がある被保険者間の公平性といった観点から、従前から支給している保険者はありませんでした。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症対策として、国内でのさらなる感染拡大をできる限り防止するため、労働者が感染または発熱等の症状があり、感染が疑われる場合に、休みやすい環境を整備することが重要であることから、被用者を対象に、傷病手当金を支給することができるようにされたもので、その財源についても、国の緊急的・特例的な措置として、当該支給に要した費用が全額財政支援されることとなったところであります。

御質問の農業者などを加えた個人事業者にも傷病手当金の対象を拡大してはどうかについてですが、農業者や漁業者、自営業者など、他者からの労務管理を受けない人の勤務体系は把握することが困難であること、傷病手当金を支給する際の基準となる標準報酬月額も所得が一定していないことから決めるのが難しいとされていること、また、自営業者などには資金繰りなどで傷病手当金とは別の支援があることなどから、今回傷病手当金の支給対象者は被用者に限定されたところであります。

これらのことから、本町においても国の

制度と同様とし、傷病手当金の対象の拡大については難しいものと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、4点目の国保病院にPCR検査体制構築についてであります。現在、全国的には感染者数の減少が認められていますが、第2波、第3波の感染拡大の局面に備え、検査体制の強化が重要と考えております。

国保病院では、これまでも入院治療の必要な肺炎患者で、ウイルス性の肺炎を強く疑う症例については、医師の判断によりPCR検査を行うため、北見保健所に行政検査を依頼しており、入院患者の場合、翌日には結果が判明しているところであります。

検査に必要な検体採取は、鼻咽頭ぬぐい液としており、採取時の感染リスクが極めて高いことから、防護服の着用など十分な感染対策を講じた上で、医師がその検体採取の役割を担っておりますが、6月2日からは、唾液を用いたPCR検査が可能となったことから、発症からの日数によっては、感染リスクの低い唾液の採取により対応しているところであります。

PCR検査は、一般的に病院等で行われている検体中の物質の量や濃度を測定する検査とは性質が異なり、ウイルスの遺伝子を増幅して検出する方法であるため、専用の検査機器と検査に習熟した人材を必要とすることから、実施可能な機関が限定され、国保病院で実施することは困難であります。

一方で、迅速な診断が可能な検査方法として抗原検査が保険適用となっておりますが、行政検査としての抗原検査用キットの供給先は、大学病院などの特定機能病院が優先されており、国保病院が抗原検査を実施する場合は、北海道との委託契約が必要となることから、それらの動向を踏まえながら検査体制を考えていく必要があります。

す。

今後、第2波、第3波の到来によって、市中感染が拡大し、多くの感染者が発生した場合においては、検体採取などについて、国保病院の医師及び看護師だけで担うことは難しいと考えており、北海道及び美幌医師会と連携、協力を図りながら対応してまいりたいと考えております。

次に、美幌町の障がい者雇用についてですが、障がい者の雇用につきましては、障がい者の活躍する場、つまり、障がい者それぞれが、その特性や個性に応じた能力を有効に発揮できる場を拡大し、一人でも多くの雇用を行う取組について不断に実施することが重要かつ必要であると認識しているところであります。

このことから、障がい者の雇用の促進と職業の安定を図るべく、この2年間におきましては、平成30年度に1名の採用を行っているところであります。

しかしながら、御指摘のとおり法定雇用率には届いておらず、北海道労働局から適正実施勧告を受けている状況にあります。

また、本年6月1日現在の障がい者雇用率につきましては2.06%と、人数にして1名分の雇用不足により法定雇用率2.5%に現在におきましても届いていない状況であります。

このような状況を受けまして、障がいを持つ職員から意見聴取を行い、働きやすい職場づくりの構築の参考とするとともに、障がい者が職場において活躍できるよう、令和2年3月に美幌町障がい者活躍推進計画を策定し、現在公表しているところであります。

計画期間は5年間で、令和6年6月1日の目標値を2.6%と設定しているところであります。

この計画では、募集時に障がい団体を通じた周知を行うなどの案内時の対応のほか、面接時に関係機関の職員の同席を可能とするなどの採用選考時の対応、さらに

は、それぞれの障がい特性や能力、希望等を十分把握し、職務の選定・マッチングを推進する採用前面談の実施などを盛り込んでいっているところであります。

また、職場環境の整備も計画に盛り込んでおりますが、来年5月に供用開始予定の新庁舎はユニバーサルデザイン仕様となっており、エレベーターの設置など、障がい特性に配慮した状況が整備されつつあります。

これらを踏まえ、ソフト・ハード面双方における準備をさらに進め、障がい者雇用の推進に向け取り組むとともに、障がいのある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくをお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君）〔登壇〕 大江議員の御質問にお答えいたします。

学級編制について、国はこれまでに数次の改定を行い、現在の40人学級は昭和55年から続くものでありますが、平成23年度からは、1学級の上限を35人とする少人数学級を取り入れ今日に至っております。

なお、少人数学級制度は、国が小学校1年生を、北海道が小学校2年生・3年生及び中学校1年生を、そして、町は独自施策により、小学校4年生から6年生までを対象に実施しており、これまで町は、平成24年度から28年度まで旭小学校に1名、平成25年度から28年度まで美幌小学校に1名を配置して、きめ細かな教育活動に取り組んでおります。

過去に文部科学省が実施した少人数学級の評価の調査によりますと、学習面は総じて児童生徒の学力が向上した、生活面は不登校やいじめなどの問題行動が減少したなど、質問の多くが少人数学級を肯定する回

答でありました。

このように、在籍者数は少人数であるほど、教員の目が児童生徒一人一人に行き届き、学習環境としてはふさわしいと考えております。

こうした中、国では今般の第2次補正予算において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動における学びの保障として、教員の加配、学習指導員やスクールサポートスタッフの追加配置策を講じており、こうした事業の活用も検討しながら、一層の学習定着を図っていきたいと考えております。

本年6月1日現在、本町全校の学級在籍数の平均は、小学校が24.4人、中学校が30.5人であり、中学校において3クラスが35人を超える学級となっております。

このような中、小学校は少人数学級制度を適用し、20人以下で学級編制するクラスも存在しており、さらに、来年度以降は各小学校で20人以下の学級が出現する状況にあります。

以上のことから、御質問の20人学級の実現を目指した必要な行動につきましては、北海道において、少人数学級の拡大や教職員定数の改善を国に要望していることから、まずは、国の責任において全学年で35人学級を実施することを求めていると考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、お答え申し上げました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 順次再質問を行っていききたいと思います。

家賃などの固定費の支援についてお聞きいたしますが、その前提として、国・道などの支援の状況や、あるいは支給状況。北海道は相当遅れています。昨日の段階で何人か確認しましたが、支給されていないと

いう状況です。

収入が減って大変な思いをしているけれど、支援がないという状況をしっかり押さえた上で、町としても手だてを打っていく必要があると改めて考えております。

そこでお聞きいたしますが、売上げが激減している中で、固定費の負担は大きいということです。

私はとりあえず、家賃、地代などの固定費を満額でと申し上げていますが、たとえば、ある店の例を御紹介いたします。家賃は4万円、機械リースの借上料、月6万円、電気代が4万円、水道1万2,000円、ガス1万円、さらに、従業員を1人使っていて、確保するために給料を支払い続けている賃金月額10万円。これは固定費になりますが、一月26万2,000円になります。

もう一人、建物は自分のものだが、土地を借りていて、借地2万円、電気が2万円、水道1万5,000円、ガス2万5,000円、合計8万円の固定費がかかっています。家族2人で営業をされているという状況です。

私が申し上げたいのは、これで家賃・地代について国の支援が3分の2出たと仮定いたしまして、最初のケースで言えば、支援は2万6,600円です。これは固定費の1割にしかならない。

もう一つのケースで言えば、借地2万円の3分の2ですから、1万3,000円の支援があることになると思います。固定費に占める中身16.6%です。

したがって、家賃・地代等満額支援をされたとしても、固定費に占める支援率というのは、最初のケースで15%、二つ目のケースでも25%ということで、非常に微々たるものです。

ですから、家賃や地代全額というのは、決して途方もないものではないという状況になります。

時間の関係でもう少し申し上げますが、

したがって、全道、全国の自治体の家賃等の支援状況を町としても押さえておられると思うのですが、全道的には、第1次の交付金を充当いたしまして、既に行われておりますが、小樽市、5月、6月の家賃の半額補助しようと、登別市、これは一律10万円の支給、根室市、3月、4月分、2月分を5万円を上限に支援する。

洞爺湖町も1カ月相当分を10万円を限度にということで、それぞれ条件は違いますが、やはり固定費の軽減ということで手当てをされています。

本州でも幾つかありますが、いずれにしても、家賃・地代・固定費を支援するのは、第1次の交付金を使ってやって、第2次でも当然継続されると思っていますが、美幌町でも固定費の負担は収入がなくても必ずついて回ります。

あえて家賃・地代に限らずに、置かれた実態を把握した上で、機械のリース代、あるいは、冷蔵庫を持たないと飲食店をやっているいけないということで、相当な電気代がかかるということも含めて、電気・水道・ガスなども含めて総体を捉えて、固定費支援ということを思い切って打ち出す必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、固定費のお話を質問されました。

私どもが、これまで町民の方々に支援を何もしてこないということであれば、大江議員がおっしゃっている固定費という考え方は納得する部分であります。

ただ、私どもとしては、まずは国の支援が遅く、手元にお金が届かない中で、どうするかということで、スピード感をもって何かをしなければいけないということで、最初に、飲食店、旅館業の方々に30万円を支給する、それから全業種の方々に経営継続支援金としてお金を申請してもらうというやり方をしていることにおいて、固定費に対して出さないというよりも、そうい

うことを踏まえて、今後どういうことをやればいいのかと考えていることも事実であります。

ただ、固定費の家賃に対しての支援は今のところ考えていないと御理解いただければと思っております。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 町長の答弁の中には含みがあるのかなとは聞こえます。

それと美幌町がこれまで打ってきた手だてについて評価していないということでは全くありません。

ただ、原資が、第1次、1億2,241万円の交付金の中では精いっぱいなのかなと思っております。

同時に、緊急事態宣言は解除されたけれども、ではどうなのかとお聞きしますと、若干客足は戻ったけれど、前年の3分の1、66%ぐらいは依然として半分以上という状況です。

もう一つのケースで言えば、食堂を営営していて、3密を避けなければいけない。従来のお客さんは絶対に確保できない。客足は明白に減っているということで将来を考えたら、今やめどきかもしれないと、こんな状況です。

美幌町内で食堂などがなければ、美幌町に来る人にとっては全然楽しみがないという状況になってしまうということで、コロナの影響は計り知れないと思っております。やめてしまわれたら大変だと思います。

そこで、第2次補正予算で組まれている創生交付金の規模は2倍の2兆円です。大都市部では、当てが外れているということで、大きな騒ぎになっているようですが、財政力の小さい当町にとっては、多分従来どおり来るなと私は期待をしています。そうすると、2倍、2億円を超える財源をもって、どんな手だてができるかということだと思います。

関連します第1次の交付金で行った事

業、プラス第2次の交付金ということで、一定の予算を持つことができるのではないかなと思うのですが、これから手を打とうとされています様々な対策を引き続き実施するという中で、この中に、本当に経営の継続を支援する手だての原資はある可能性があると私は思うのですが、この点で、最後にいたします。いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 再度お話ししますが、家賃の上乗せはしないと私は答弁しているのです。

先ほど大江議員から含みがあるという話ですけれども、固定費という概念であれば変わってくるのです。

今街の中においては、借家の方よりも自分の建物として持っている方が多いと考えて、その固定費の中でいけば、飲食店においては、例えば音響装置のリース代が高く、家賃より高かったりということも私どもでは押さえています。そういった中で、何がいいかといういろいろ模索していることは事実です。

ですから、何もやらないということではなくて、1番効率的な、皆さんをしっかり支援できるものをやりたいという思いはあります。

それから、今度は2次で町にお金が入ってくる中で、長期的見通しも立てながら、事業者が事業をやめないで済むような方策をしっかりと対応しなければならないということだけは御理解いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 残り20分ほどということなので、次に移ります。

国民健康保険の傷病手当金の対象の拡大についてであります。

被用者に対する傷病手当金を創設した段階で、農業者、あるいは、自営業者の方から不公平だと、ただ、新型コロナウイルス

に感染した場合の、言ってみれば限定したものですけれども、かかるかもしれない可能性を持っている者としては、やはり被用者だけではなくて、対象に加えてほしいというのは私は当然だと思います。

このようにも言っています。飲食店の経営者は、もし自分が感染したらどうなるか。営業は続けられない。

それから、様々な支援があると言っていますが、それは経営の支援なのです。生活支援ではないです。傷病手当金は、生活支援ですよ。

幾つかの町に聞きましたが、手当てしたものは交付金の対象になるのではないかと。

ある町ではなると言うということで、国保の条例を改正せずに、一般会計で要綱をつくって支援策を決めた。空振りもありますが、患者が出なければ使わない。空振りもあるけれど、とりあえず頭出しをして、もし患者が出たら業者を守るという町の姿勢を見せると、これは大事なことだと私は思います。

これは、飛騨市の例ですけれども、支援の金額をどういうふうに計算しているかということで聞きますと、前年の所得を365日で割って、1日当たり幾らというのを出して、傷病の期間中にその3分の2を支給するというので、これは論的にもそうだろうと思います。

それから、鳥取県岩美町というところもあるのですが、ここも考え方は同じです。

一般会計でみるということで、これも要綱をつくって同じようにやっているということです。

私は、美幌町はもしかして免れるかもしれない。誰も感染者が出ないということはあるかもしれないけれども、心理的には非常に大きな支援策になる。発生したら、自営業者は、接客業はやめざるを得ないほどの打撃を受ける。それに対する支援策ということで、私は必要な手だてになるのではないかと思います。いかがでしょう

か。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今回の御質問の中で、国保では基本的に難しいという話をさせていただいております。

その中で、大江議員からの本人を守るという意味でいけば、私もまずは町民の命と健康を守るということを強調して言ってきました。

ですから、どういう形がとれるかは別ですけれども、今、大江議員から御紹介いただいたことを自分も勉強しながら、スタッフと相談してみたいと思います。

切り口としては、自営業本人がなったときに、事業の継続に影響するということを含めて、その本人を守るという概念から何かできるかどうかという検討はしたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 国保病院にPCR検査の体制をとということで御質問いたしました。なかなか技術的に難しい様相があるということは御答弁いただきました。

ただ昨今、PCR検査も遠隔でできると、医師の指示の下に、家庭で検査ができる段階になってきているという情報は得ていますが、もし、PCR検査が技術的に大変だということであれば、PCR検査については、3月段階で保険適用になっていますが、抗原検査についても、5月13日に保険適用になっていて、本人負担は伴わない。

しかも、迅速、簡便なものということで、大変期待が持てる。精度は若干落ちるようではありますが、期待が持てると思います。

今回の新型コロナの特徴は、従来のインフルエンザとは相当違う。従来のインフルエンザで病院等が崩壊するということは全くありません。医師、看護師がばたばた倒れるということはない。そういう意味で、

新しい現象だと思います。

同時に、発症していなくても、全く感覚がないけれども感染させているというのも特徴で、それらの情報は、特に、医療、介護老人施設など、あるいは接客業の方々は、移しているのではないかと非常に深刻な不安を抱えています。そういう点で、不安を取り除くこと、現在は、北見保健所に送らないと検査ができないということなので、地元という声については、私は本当にそうだなと思います。

こういう例もあります。2月に人員が多いからということで解雇されて、その後、職を求めた時点で、たまたませきが出た。本人も不安、雇う側も不安、この際、やめましょうということで、現在も失職中という方は証拠がないのです。コロナではないという証明が得られないので本当に不安です。

収入がないことははっきりしていますけれども、ノイローゼ状態ということで、それらも含めて、やはり体調が悪くて、コロナではないという証明が欲しいというのは、美幌町民共通していると思います。

無症状で感染者が多数いるというのは、アメリカなどでもたくさん例が出ています。感染源が40%無症状者から出ているというのはWHOが言っていますし、疾病対策センター、CDCは感染者の35%は無症状だと言っています。極端な例は、感染者の88%が無症状だという例も出ています。

したがって、保険適用になったということで、私は地元の病院で受けられるようにと思っていますが、最初の御答弁は、行政検査としての抗原検査用キットの供給先は大学病院などの特定機能病院が優先されていて、なかなか地元は対象にならない。こういう段階はあったと思いますが、現在はなくなっていると思うのですが、事務長いかがですか。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） ただいまの御質問にお答えします。

大江議員がおっしゃっているのは抗原検査の関係だと思いますが、つい先日、抗原検査キットを取り扱っている業者から、比較的安価な物が発売されているということで情報を得ておりまして、この答弁書では大きな大学病院ですとか、そういったものに限定されているということで答弁させていただきましたけれども、直近の情報によりますと、それらの検査キットについては販売が開始されて、場合によっては入手可能ではないかということで、現在、詳細については調査中でございます。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 時間差での答弁だと思います。

実は、病院当局は押さえておられるように、5月14日付の厚生労働省の事務連絡では優先的に配分すると。ところが、6月8日に事務連絡は廃止するという事務連絡が出ていまして、今は全国どこでもやれるという状態になったと、多分、北海道からの連絡が遅れているのだと思います。

それで、精度はやや落ちるようですが、陰性という検査結果が出ても、うのみにはできない。さらに、PCRなどの検査を再度受けざるを得ないという、陽性は陽性で直ちに手を打てるというふうに、これはこれで安心材料になっていますが、そういう状況です。

そして、検査をすれば、診療報酬で病院に手当があり、本人は負担なしということなので、この体制で道との委託契約を締結すれば、あるいは、先行して検査がされていて、後日委託契約という、後から道との委託契約を結んでもいいという状況にもなっています。

敷居が高いのかと思って確認したら、そういうことはありませんということで、歓迎しています。

本来、都道府県がやるべき行政検査を肩代わりでやっていただける、しかも迅速にやっていただけるということで歓迎されていますので、ぜひ、これは町立国保病院でいざという時にはいつでも検査を受けられるという情報を発信していただければと思っています。

町長いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 検査体制の部分ということであれば、今大江議員がおっしゃったことは私も理解はします。

ただ、検査をする以前におそれがある方々に対する病院の対応は、現実には完全に別扱いにして、先生方がその都度防護服を着てやっているということを考えたときに、今、医師会からぜひ、美幌でも第2波、第3波が出たときの対応としてそういう検査をするところを設けるべきだという話があります。

ですから、病院を守るという面からいけば、今もおそれがある人は北見市に出したときには別枠で、万が一あった場合に院内感染しないような対応をとっているということを考えたときに、私は余り国保病院ができますよとは、簡単にわかりましたということではないと思っております。

ですから、今後、町民の感染のおそれの有無をどうするかという部分であれば、やはり、北見市も詰めておりますけれども、検査する場所を別につくってやるのであれば、どこでもそうですけれども、医師会を中心に、入院できるような施設と縁切りしてやるのが望ましいと思っていますし、その手法についてどういう形が1番いいのかということで、最終的にはPCR検査という話をしますけれど、前段にいろいろな情報が刻々と入ってきているので、その辺を忘れないで、すぐに町立でやりますということにはならないと私は捉えております。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さ

ん。

○3番（大江道男君） 相当厳しいことを委託契約の段階で求められるのかなと。

もちろん防護服だとか、そういうのはありますけれど、最低限一般患者と分けがけでき、発熱外来などの入り口が別で、一定の防護状態ができれば、多分北海道としてはやっていただきたいということだろうと思います。

技術的なことは、私は素人なのでわかりませんが、多分、病院の関係者など、発熱、感染したらどうなるということで、大変な思いをしている方々にとっては、迅速な検査体制が地元でできる。この安心は非常に大きいと思いますし、感染したら店を畳まざるを得ないだろうという不安を持っておられる方々にとっても、これは受け皿として大事なことだと思います。

技術的なことは、先生方と色々な角度で研究をしなければならないということもあります。

今回の抗原検査は、唾液ではないようです。ですから、検体が飛び散るということはまだあるという状況なので、そういうことを押さえた上で、ぜひ、前向きに、しかも急いで前進回答していただきたいと思うのですが、町長どうでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 町民の方々の生命と健康を守るということであれば、今、大江議員がおっしゃったことに対しては努力はしたいと思います。

ただ、今の技術の中で、手法をどうするかということ、ですから、そういう可能性がある人の周りに対する行動も含めて、いざ病院でそれを実行するという部分がどうかと考えた場合に、そういう場所の設置については、北見保健所とか、北見市が今やろうとしていることも踏まえて、美幌町の規模の中でどうすることがいいかということとは考えたいと思いますけれども、今すぐにこうするということは、何が問題かとい

うのはコロナウイルスに対しての私が持っている知識と、それから先生方が持っている、医師会を含めての認識とこの辺がしっかりとできない限りやれるとは今の段階では言いがたいという状況であります。

○議長（大原 昇君） これで、3番大江道男さんの一般質問を終わります。

以上で、本日の一般質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午後 3時21分 散会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員